

デジタルデバイド解消事業業務委託仕様書

この仕様書は福島県が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

第1 件名

デジタルデバイド解消事業業務委託

第2 目的

高齢者に対し、スマートフォン及びタブレットの操作方法、アプリの利用方法等について学ぶ教室（以下「教室」という。）を実施することで、高齢者の情報リテラシーの向上を図るとともに、会津大学が開催する「女性のためのITキャリアアップ塾」の受講生や、アクティブシニアなど意欲のある方を地域のデジタルサポーターとして育成し、教室のアシスタントを務めることにより、住民に身近な立場でスマートフォンの操作方法等を指導できる人材の育成を目的とする。

第3 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日（月）まで

第4 委託場所

別紙のとおり

第5 業務内容

1 高齢者を対象としたスマートフォン及びタブレット端末（以下、「スマートフォン等」という。）の操作等に関する教室を開催する。

(1) 開催期間・回数

ア 別紙1のとおり、対象町村に対し各2回ずつ計34回の教室を開催する。

(2) 対象者

ア 対象町村在住の65歳以上の方を原則とする。

イ 原則として各教室約15名の参加を上限とする。

(3) 開催日・時間

ア 教室は、午前9時から午後5時までの間に開催するものとする。

イ 1回あたりの開催時間は、準備、プログラムの提供及び後片付けを含め2時間程度とする。

ウ 近隣の町村での開催時においては、同日にそれぞれの町村で開催することもできるものとする。

エ 開催日・時間については、受託者が各町村担当者に連絡を行い、日程調整を行うものとする。

(4) 教室の実施場所

実施場所は各町村の公民館等公共施設とし、施設予約は対象町村が行うものとする。町村は、必要に応じて、実施場所の事前確認を行い、円滑に教室を開催できるように準備するものとする。

(5) 周知・広報

本事業の実施に当たり、周知・広報は県と町村が行うものとする。

(6) 参加者に関わる事務及び調整

参加申込の受付、参加決定は対象町村が行い、教室開催前日までに、県から受託者に受け渡すものとする。

(7) 実施内容

ア 参加者の出席状況を把握し、出席名簿（任意様式）を作成すること。

イ スマートフォン等の操作に関する知識の提供及び実技指導を行うこと。なお、対象町村の希望（別紙特記事項）に沿う内容とすること。

（実施内容例）

- ・ スマートフォン等の操作方法
- ・ インターネットでの検索方法（災害情報、ラジオ等災害予防に繋がるもの）
- ・ アプリのダウンロード方法、利用方法（LINE等）
- ・ 福島県や各町村が提供する独自アプリの使用法 等

ウ アンケートの実施及び集計を行うこと。

エ 講師が指導する内容について参加者に寄り添い補足的な指導等を行う「アシスタント」（会津大学が開催する「女性のためのITキャリアアップ塾」の受講生のうち、補足指導員として希望する者）に対し、円滑に業務が行えるよう、次のとおり、指導、管理を行うこと。

- ・ 受講生へアシスタントの参加依頼を行うこと。
- ・ 教室の開催時間前等に、具体的なアシスタントの業務内容を簡潔に指導すること。
- ・ 教室開催中に、適宜、アシスタントとしての役割を与え、指示を行うこと。
- ・ 教室終了後に、アシスタントに対して、アンケート又は聴き取りを行うこと。

オ アシスタントに対して、謝礼を支払うこと。

(8) ICT・電子機器等について

ア 教室でインターネットを使用する場合は、使用会場においてWi-Fi等インターネット環境が利用できる場合を除き、受託者において環境を整備すること。

イ 教室では受託者が端末を用意すること。また、参加者自身が持参した端末の使用希望があった場合は使用を認めること。ただし、参加者自身の端末を操作するにあたり、参加者に通信料等の負担が発生する場合は、予め参加者に説明して合意を得ること。

ウ 端末操作のためのタッチペン等を用意し、希望者が利用できるようにすること。

エ 教室の教材は、パワーポイント等わかりやすい媒体を使用すること。なお、必要な機

材については受託者が用意すること。

オ 教室でアプリケーション等を使用する場合には、セキュリティ上の安全性が確保されているもののみを利用すること。

(9) 端末の仕様

ア iPhone 第 11 世代以上又は iPad 第 8 世代以上であること。

イ データ通信方式は Wi-Fi に対応していること。

ウ 調達機種については、スマートフォン又はタブレットいずれかの同一機種とすること。

2 スマートフォンの操作方法等を指導できる人材を育成し、スキル獲得を促し、デジタルサポーターを任命する。

(1) 対象者

別紙 2 のとおり、対象市町村に在住する方を対象とする。

(2) 実施内容

ア 参加者の出席状況を把握し、出席名簿（任意様式）を作成すること。

イ 研修内容は以下のとおりとし、研修は対面で行うが、WEB で希望する方がいる場合は WEB にて研修を行う。

基本操作（電源の入り切り、スワイプなどのタッチ操作などの基本操作）

基本設定（音量操作や wi-fi 接続方法）

インターネット検索（Safari や GoogleChrome の 2 つのブラウザを対象に、インターネット検索の方法）

アプリのインストール・アンインストールの方法

LINE やメール、SMS の操作方法

カメラ（静止画・動画）の操作方法、撮影画像の閲覧方法・他人への送り方

二次元コードの読み取り

セキュリティ設定（パスワードや生体認証設定）

上記および情報モラルに関する知識

希望者がいれば 1 に記載の教室での OJT 研修

ウ アンケートの実施及び集計を行うこと。

(3) 研修回数・時間

1 回の研修あたり 2 時間程度とし、(2) イの研修内容が無理なく学べる範囲の回数で研修を実施すること。

(4) 定員

別紙のとおり、対象市町村にて希望する人数とする。

なお、市町村の募集状況によっては人数が減することもある。

(5) 研修実施場所

会場は県の地方振興局などの出先機関とし、施設予約は受託者にて行う。

(6) 周知・広報

サポーター募集に関する周知・広報は対象市町村にて行うものとする。

(7) ICT・電子機器等について

ア 研修でインターネットを使用する場合は、使用会場において Wi-Fi 等インターネット環境が利用できる場合を除き、受託者において環境を整備すること。

イ 研修の教材は、パワーポイント等わかりやすい媒体を使用すること。なお、必要な機材については受託者が用意すること。

ウ 教室でアプリケーション等を使用する場合には、セキュリティ上の安全性が確保されているもののみを利用すること。

(8) 認定について

(2) イの研修内容に示す内容を把握しているか確認したうえで認定し、デジタルサポーターへの認定の際は、A4 サイズ程度の認定証とネームプレートサイズの認定カードを作成すること。なお、認定証および認定カードに記載する内容は福島県が指定する。

第6 従事者

受託者は、事業実施に当たり概ね参加者5名につき1名の講師を派遣するものとする。

第7 業務実施上の留意点

- (1) 衛生上及び火気の取り扱いに十分留意すること。
- (2) 実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に十分配慮すること。
- (3) 参加者の体調を確認し、感染症罹患の可能性があると判断した場合は参加させないこと。
- (4) 参加者には教室開始前と終了後に手洗い、手指の消毒を促すこと。
- (5) 教室開催中、使用する用具については共有しないよう配慮すること。
- (6) 教室終了後、使用した用具、備品等の消毒を行うこと。

第8 業務完了報告書の作成及び提出

業務完了報告書(様式任意)は、完了届と共に成果物(教室用教材・実施後アンケート結果等)を添付し提出すること。

第9 注意事項

対象市町村にて、参加希望者が現れないなど対象市町村の都合により業務内容に変更がある場合は、契約を変更する。

高齢者が安心して参加できるよう、中立性の確保に留意すること。本業務受託中は受講者に対し、営業活動は一切行わないこと。なお、業務完了後は、この限りではない。

【別紙1】対象町村

	町村名	実施希望時期	実施回数	特記事項
1	桑折町	未定	2回	
2	川俣町	12月～2月	2回	
3	天栄村	未定	2回	
4	会津坂下町	10月、11月	2回	
5	三島町	未定	2回	
6	金山町	8月～11月	2回	
7	会津美里町	8月以降	2回	
8	泉崎村	10月～12月	2回	
9	矢吹町	8月～9月	2回	
10	棚倉町	10月以降	2回	
11	矢祭町	12月～2月	2回	町内サポーター活用希望
12	埴町	未定	2回	
13	石川町	1月以降	2回	
14	平田村	9月、11月	2回	
15	浅川町	未定	2回	
16	小野町	9月、10月	2回	
17	川内村	11月	2回	

【別紙2】対象市町村

	市町村名	希望人数	特記事項
1	会津若松市	5人	
2	喜多方市	1人	
3	会津美里町	1人	
4	矢祭町	21人	人数に応じて複数グループにて分けて開催する
5	玉川村	1人	